

働き過ぎの防止と良質な雇用の確立、中小企業支援の強化を求める意見書

働く現場で、体調不良を訴える労働者が続出している。仕事に追われて睡眠時間を削って働き、心身の健康を損なって過労死や過労自死する人が後を絶たない。不安定な雇用と劣悪な処遇のために、「うつ・不安障害」を発症させる非正規労働者も増えている。

過労死と失業と人手不足が併存する歪んだ状況から、日本の職場を脱却させるための制度政策の整備は急務である。

国は、昨年制定された「過労死等防止対策推進法」に続き、“ブラック企業”の根絶に向け、生体リズムを無視した働き方・働かせ方の横行や、低賃金・不安定雇用の濫用を規制する法制度の整備を行うべきである。

男女がともに安心して働き、子を産み育てられる社会を実現するため、下記事項の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

- 1 労働基準法の見直しにあたり、労働時間規制の適用除外の拡大や裁量労働制の対象拡大は行わず、
時間外労働の上限規制を法律に明記すること。
勤務の終了と開始の間に11時間以上の間隔をおく「勤務間インターバル制度」を導入すること。
夜勤交替制労働は社会に必要不可欠な事業に限定し、法定労働時間を日勤労働より短くすること。
- 2 労働者派遣法の見直しにあたり、正社員を減らして非正規就労しかできない労働者を増やすことにつながる規制緩和は行わず、「均等待遇」と「臨時的・一時的な業務への限定」を明記すること。
- 3 解雇の金銭解決制度など、解雇しやすい仕組みの創設は検討せず、整理解雇の4要件を法律化するなど、解雇規制を強化すること。
- 4 地域からの雇用流出の原因である地域別最低賃金の大きな格差（最高と最低で時給211円）をなくし、先進諸国で一般的な全国一律最低賃金制を導入し、水準を1,000円以上へと引き上げること。
- 5 上記の労働者保護法制の強化とあわせて、中小企業への各種支援策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月31日

新潟県村上市議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿